



広報



2018年
第706号
月号



特集 平成30年成人式

祝 御成人 平成30年 野辺地町成人式

平成30年成人式が1月7日中央公民館で行われ、94人の新成人が節目の儀式を迎えました。

会場では新成人らは、同級生たちと写真撮影や近況報告をし、再会を喜び合いました。

式典では、中谷町長が「自己の行動に責任を持ち、社会での役割を若い情

熱をこめてたくましく果たしてほしい」と新成人へエールを送りました。

また、町民憲章朗読は、小又海斗さん、五十嵐美稀さんが行い、二十歳の提言では、新成人を代表して今志織さん、坂本大成さん、野坂芽衣さんの3人がこれまで支えてくれた人たちへの感謝の気持ちや、これからの目標を述べました。

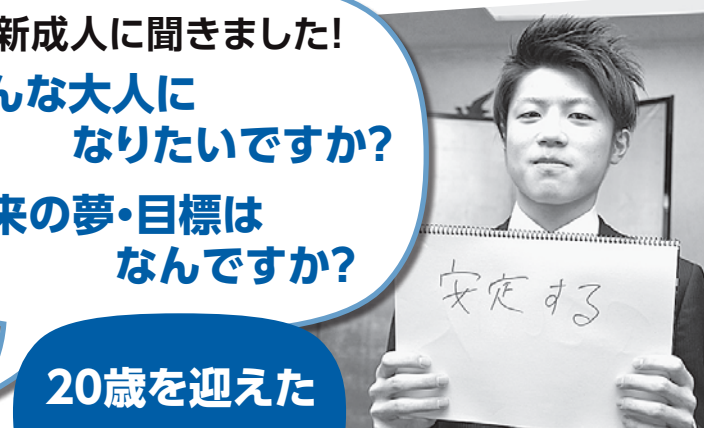
その後行われた自己紹介では、一人が壇上に上がり、近況や将来の夢などを発表し、同級生の成長ぶりに驚く場面も見られました。

式典最後には、代表者の橘理沙さんが誓いの言葉を述べ、新成人らは大人としての第一歩を歩みはじめました。





新成人に聞きました!
どんな大人に
なりたいですか?
将来の夢・目標は
なんですか?



20歳を迎えた
心境は?



イングリッシュデイで異文化交流



メリークリスマス！かわいいクッキーの出来上がり！

小中学生に楽しく英語にふれてもらおうと町教育委員会は「イングリッシュデイ」を12月16日に開催し、参加した13人の小中学生が、外国語指導助手（ALT）と交流を楽しみました。

当日は、町内外のALT4人が参加し、アメリカのクリスマス定番のクッキー作りと書道体験に挑戦しました。参加者は慣れない英語に苦労しながらも、積極的にコミュニケーションをとり英語に親んでいました。

また、当イベントには、高校生10人が「スクール実行委員会」として企画運営に参加しており、委員の近藤未唯さん（野辺地高校1年）は「小中学生、ALTみんなが楽しめるよう、外国の文化と日本の文化を合わせた内容にしました」と工夫した点について話していました。

災害時における応急対策業務の協力に関する協定締結式

町は、野辺地建設業協同組合とエボシ建設業協会との間で「災害時における応急対策業務の協力に関する協定」について、12月21日に締結式を行いました。

同協定では、災害の未然防止対策と、地震や風水害などで建物や信号機などが倒壊・損壊し道路をふさいだ場合に、交通確保と人命救助のために障害物の除去などについて町の要請に基づき速やかに行うことなどを定めています。

締結にあたり中谷町長は「人命救助は町だけの対応では不足であるため、町民にとっても心強い」とあいさつし、手間本理事長は「町民の安心・安全の確保に尽力したい」、井口会長は「人命の救助や道路の確保がスムーズに進むよう協力したい」と誓いました。



左から）野辺地建設業協同組合若山政行副理事長、手間本興家理事長、中谷純逸町長、野辺地町長エボシ建設業協会井口豊次会長、戸舘秀男副会長

八幡町自治会に自主防災組織誕生



認定書を手に決意を語る高田会長

八幡町自治会において、自主防災組織が12月27日に組織され、町から認定書が送られました。

自主防災組織とは、災害による被害の予防や災害時の避難や救助を円滑に進め被害の軽減を図ることを目的とした地域住民などによる組織です。町内では「野辺地ホーム災害避難救助隊」「公立野辺地病院災害救助隊」「野辺地町漁協婦人防火クラブ」「下町一区自治会自主防災会」「馬門自治会自主防災組織」に続き6団体目となりました。

高田多実雄会長は「住民から必要性の声が上がり立ち上げに至った。現在は、連絡網の整備などを進めており、今後は訓練や資機材の整備、講習会を行い地域コミュニティの輪を広げていきたい」と展望を述べました。

新総合体育館（仮称）の基本構想案を答申

町新総合体育館建設検討委員会（酒田正藏会長）は12月21日、河島靖岳教育長に、新総合体育館（仮称）の建設候補地を町運動公園野球場北西側などとする答申書を提出しました。

検討委員会は、町内のスポーツ関係者ら10人で組織され、昨年8月から新総合体育館（仮称）の建設候補地や規模などの基本構想案について協議してきました。基本構想案では、施設面積約5400平方メートルで、2025年に開催される第80回国民体育大会でのハンドボール会場の誘致を視野に入れ、2022年度の完成を目指しています。

河島教育長は「近隣2校の高校を含めてアカデミックなエリアとしていくことも視野に入りたい」と話しました。



河島教育長(右)へ答申書を提出する酒田会長(左)



左から）中谷純逸町長、遺族会会長の清水目キミエさん

援護事業功労者の厚生労働大臣表彰を受賞

長年にわたる援護事業の功績が認められ、当町の遺族会会長の清水目キミエさんが「援護事業功労者厚生労働大臣表彰」を受賞しました。

清水目さんは、平成17年に遺族会会長に就任してから現在まで、遺族の生活相談をはじめ、町主催の戦没者追悼式への運営協力、特別弔慰金の申請の補助などに尽力されてきました。

また、平成10年から平成28年までの18年間、民生委員・児童委員としても活動し、生活困窮者への支援や一人暮らし老人等への訪問を通じ、地域福祉全般にわたり貢献されました。

清水目さんは「今後も、遺族の援護、遺族会の維持や活性化に努めたい」と抱負を述べていました。



大橋 眞輔 様

永年にわたり、理容業の振興発展に尽力された功績により、青森県褒賞を受賞されました。



山田 繁雄 様

永年にわたり、危険業務従事者として消防の発展に尽力された功績により、第29回危険業務従事者叙勲において瑞宝双光章を受賞されました。



株式会社 青森銀行野辺地支店びわの会 様
野辺地町に対し、多額の寄付をされ、町の教育振興に多大なる貢献をされました。



熊谷 美津子 様

野辺地町に対し、多額の寄付をされ、町の観光振興に多大なる貢献をされました。



社会福祉法人おさなご様より
児童福祉事業のため 70,000円

町への御寄附
ありがとうございました



みちのく銀行野辺地支店みちのく会 様
野辺地町に対し、多額の寄付をされ、町の教育振興に多大なる貢献をされました。

平成30年 善行表彰 受賞おめでとうございます

まちの お知らせ

役場 ☎64-2111

まちの人口

平成29年12月末現在（前月比）

人口	13,562名	(- 30)
男	6,370名	(- 18)
女	7,192名	(- 12)
世帯数	6,550世帯	(- 18)

無料相談案内

●年金相談

(年金全般に関すること)

2月21日(水) 10時～15時

中央公民館

☎017-752-6600 (要予約)

●人権相談

(人権擁護に関すること)

2月6日(火) 9時～12時

中央公民館

相談担当：人権擁護委員

●弁護士無料相談

(民事・一般に関すること)

3月2日(金) 14時～

☎64-2111 総務課

老人福祉センター

※要予約：2月23日(金)まで

●児童家庭相談

(養護・児童虐待に関すること)

月～金曜(祝日を除く)

10時～16時

介護・福祉課 ☎65-1777

●行政相談

(行政に関する苦情・要望等)

2月20日(火) 9時～12時

役場相談室

●教育相談

(しつけ・いじめ等に関すること)

月～金曜(祝日を除く)

10時～16時

教育委員会 ☎64-2119

●電話介護相談

月～金曜(祝日を除く)

9時～16時

健康増進センター ☎65-1777

日赤野辺地町分区より お知らせ

2月は、赤十字会員(社員)増強・活動資金増収運動月間です。

近年、国内外で自然災害が多発し、被災者の人道的支援など、赤十字社が果たすべき役割が増大している現状を鑑み、赤十字会員(社員)ならびに活動資金の募集強化を図るため、日本赤十字社では、平成29年度において「社員制度の見直し」を行いました。

野辺地町分区では2月1日より、各自治会の班長さんが、皆様の自宅へ活動資金の募集に伺います。皆様の赤十字会員への加入ならびに平成30年度の活動資金(会費・寄付金)のご協力について、よろしくお願い申し上げます。

◆社員制度見直しの主な内容

・「社費」と呼ばれていた活動資金の名称が「会費」に改められます。

・「社員」と呼ばれていた赤十字支援者の名称が「赤十字会員」に改められます。

・「赤十字会員」の種類は、2千円以上の定額により継続的にご支援をいただく「会員」と2千円未満の定額によりご支援をいただく「協力会員」となります。

・2千円以上の支援を行う方に対して、「会員」加入の意思確認を実施します。

・「会員」加入の意思確認により、「会員」に加入された方には、年2回、赤十字情報誌を無償で送付します。



日本赤十字社
公式マスコット
キャラクター
「ハートラちゃん」

図書館行事

☎(64) 2195

◆問合先

介護・福祉課(内線246)

◆子ども司書クラブ／3日(土)

10時～(視聴覚室)

◆英会話クラブ／5日・19日・

26日(月) 15時30分～(中央

公民館)

◆おはなし工房／10日(土) 14

時15分～(視聴覚室)

◆ファミリー・イングリッシュ

／6日(火) 15時40分～(視

聴覚室)、13日・27日(火)

15時40分～(中央公民館)

◆ヨチヨチおはなし会／14日

(水) 10時30分～11時(児童

コーナー)「3歳未満児向け」

◆朗読の会『秋桜』／8日(木)

10時～「定例会」(中央公民館)

◆おはなしサークル『虹色の会』

／17日(土) 13時30分「定例

会」(視聴覚室)

館内整理日

2月28日(水)

書架整理、特別清
掃等のため、閉館
します。

「演じてみよう!!紙芝居」

紙芝居講習会を行います。

参加ください。

とき 2月3日(土)

ところ 10時～11時30分

中央公民館 第1和室

講師 川村正子氏

対象 子ども司書、読み聞

かせ活動者、紙芝居

に興味ある方

その他 参加無料

申込み 町立図書館

児童館行事

☎(64) 3106

◆豆まき会

3日(土)

◆避難訓練

16日(金)

◆あたごクラブ役員会

23日(金)

図書館おすすめの新书推荐(入荷予定本)

書名	著者名
屍人荘の殺人	今村 昌 弘
俺はエージェント	大 沢 在 昌
ハリケーン	高 嶋 哲 夫
牛天神	山 本 一 力
みさと町立図書館分館	高 森 美由紀
テラー伊三郎	川 瀬 七 緒
こんな生き方もある	佐 藤 愛 子
心とカラダを整えるおとなのための1分音読	山 口 謡 司

本の展示

雪の本展 1日(木)～27日(火)

後期高齢者医療 高額介護合算療養費 支給申請のお知らせ

☆支給対象者

後期高齢者医療制度に加入している方で医療保険と介護保険の自己負担額（注）の両方の支払いをした方が支給の対象となります。世帯内に後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、世帯で合算します。

☆対象期間

平成28年8月1日から平成29年7月31日まで（毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間です。）

☆支給額

医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得区分に応じた自己負担限度額（表）を超えた場合に、その超えた額が支給されます。

（表）

所得区分	自己負担限度額
現役並み所得	67万円
一 般	56万円
低 所 得 II	31万円
低 所 得 I	19万円

低所得II：世帯員全員が住民税非課税の方
低所得I：世帯員全員が住民税非課税の方のうち、世帯員全員の各所得金額が0円の方

（注）自己負担額は支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額です。

●申請に必要なもの

- ・支給申請書
- ・高額介護合算療養費・高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請について（お知らせ）
- ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの（通知カードまたは、個人番号カード）
- ・本人確認書類（官公庁発行、発給の顔写真付き身分証明書等）
- ・印鑑（認印） ・通帳（または通帳のコピー）等口座情報のわかるもの

※被保険者が亡くなっている場合は受領申請書の提出が必要です。（事前に提出した場合は不要です。）

※被保険者以外の方が申請又は受領する場合は委任状が必要です。

※被保険者以外の方が申請する場合は委任状に加え、被保険者の個人番号がわかるもの（コピー可）、申請者の本人確認書類等が必要です。詳しくは担当までお問い合わせください。

※重度心身障がい者医療費の助成を受けている場合は、市町村へ受領を委任する委任状が必要です。

※対象期間中に青森県後期高齢者医療以外の医療保険や他市町村の介護保険に加入歴があり、自己負担額がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。

ただし、超えた額が五百円以下
の場合は支給対象となりません。
☆支給申請
支給を受けるには必ず申請が必要となります。

なお、支給の要件に該当する
と思われる世帯には、平成30年
2月下旬に青森県後期高齢者医
療広域連合から支給申請の通知
をお送りします。お知らせ

平成29年12月末の人身事故の発生状況

区分 町村別	平成29年						平成28年			前年比		
	12月中(単月)			12月末(累計)			12月末(累計)					
	発 生	死 者	傷 者	発 生	死 者	傷 者	発 生	死 者	傷 者	発 生	死 者	傷 者
野辺地町	2	0	2	17	0	20	26	0	30	-9	+0	-10
横 浜 町	1	0	1	7	0	9	11	0	13	-4	+0	-4
六ヶ所村	3	0	5	12	0	19	14	0	16	-2	+0	+3
合 計	6	0	8	36	0	48	51	0	59	-15	+0	-11

が届いた方は担当窓口申請し
てください。
また、対象期間の途中に後期
高齢者医療制度に加入した方や
転入してきた方等がいる世帯に
は、支給対象となる世帯でも、
支給申請のお知らせが送られな
い場合がありますので、対象に
なると思われる方は担当までお
問い合わせください。
◆問合先
・青森県後期高齢者医療広域連合
017・721・3821
・役場 町民課 後期高齢者医
療担当
64・2111（内線238）

「介護予防教室」「みんなのステーション事業」を みなさんの地区の集会場で実施してみませんか



今年度から町では、高齢者の閉じこもり予防、心身の健康保持及び介護予防を目的とした「介護予防教室」と「みんなのステーション事業（集いの場）」を地域の皆様が集まりやすい集会場等を会場に実施しています。この事業は、平成30年度も継続予定ですので、**実施を希望する自治会を募集します。**

介護予防教室

～介護予防活動の普及啓発事業～

◆内容

- ①介護予防プログラムの企画・実施
 - ・筋力トレーニング
 - ・かなひろいテスト 等
- ②講師派遣

みんなのステーション（集いの場）

～地域における住民主体の介護予防活動の支援～

◆内容（自治会に委託し、実施を支援します）

- ①介護予防体操、口腔機能体操
- ②レクリエーション・ゲーム
 - ・風船バレー、ボール送り、しりとり 等
- ③お茶会

＜お問い合わせ先＞ 地域包括支援センター（健康増進センター内） ☎65-1777

税の申告は正しくお早めに！ 申告相談は2月13日から

国民健康保険加入者、国民年金の免除申請をする方、各種税証明が必要となる方は収入の有無にかかわらず申告しましょう

みなさんが毎日安心して暮らせる明るい社会をつくるために、税金は無くしてはならない大切な財源です。

今年も、私たちの暮らしと密接なかかわりを持つ税の申告時期となりました。この申告は、公平な課税と納税を行ううえで非常に重要なものです。

町・県民税、所得税、(税務署で受付する)贈与税の申告は、3月15日(木)までです。なお、町・県民税の申告相談は2月13日(火)から中央公民館で行います(詳しい日程は別表のとおりです)。

申告が必要と思われる方には、あらかじめ申告相談日等々を通知しますので、忘れずに申告しましょう。

なお、馬門、木明、有戸、目ノ越地区から申告会場までの送迎バスについては、利用者がほとんどないため運行を休止しております。ご了承下さい。

●町・県民税

申告が必要な方

平成30年1月1日現在、野辺地町に居住している方で、次に該当する方。

ただし、ご自分で所得税の確定申告書を税務署に提出する方は、町・県民税の申告は必要ありません。

1. 給与所得のみの方で、次に該当する方

◆勤務先で年末調整していない方

◆年末調整の控除内容に変更のある方

◆医療費控除等の各種控除を受ける方

2. 公的年金所得のみの方で、次に該当する方

◆源泉徴収票の控除内容に変更のある方

◆医療費控除等の各種控除を受ける方

3. 事業所得(営業・農業・漁業等)のある方

4. 不動産所得(地代・家賃等)のある方

5. 配当所得のある方

6. 生命保険一時金、生命保険年金、報酬等を受けた方

7. 譲渡所得のある方

8. 国民年金に加入されている方で免除申請等を行う予定がある方

9. 国民健康保険及び後期高齢者医療保険に加入されている方で、世帯の所得が低いことにより、国民健康保険税、または、後期高齢者医療保険料の軽減判定を受ける可能性がある方

10. 子ども医療、乳幼児医療など各種医療給付を受給される方

11. 右記1～10に該当する方のほか、児童手当、児童扶養手当を受給される方、保育所に入所中・入所予定の児童の保護者

申告に必要なもの

①マイナンバーカード(個人番号カード)等

②印かん(銀行印)と口座番号

③源泉徴収票(原本)

④事業・不動産所得のある方は、収支のわかる資料

⑤社会保険料領収書(国民健康保険税・厚生年金保険料など)国民年金保険料控除証明書

⑥生命保険料控除証明書

⑦地震保険料控除証明書

⑧雑損控除(災害等)を受けようとする方は、被害のあった住宅や家財などの証明書や明細書

⑨配偶者特別控除を受けようとする方は、配偶者の所得がわかる源泉徴収票など

⑩農業所得のある方

◆農協が発行する出荷証明書・出荷伝票

◆生産出荷組合、市場からの清算書・明細等

◆仲買人への販売明細書

◆自家消費、知人・親類等への贈答品はその明細書

⑪その他障害者手帳、介護保険に係る障害者控除対象者認定書(町の介護・福祉課で発行)

など申告に必要と思われるものをお持ちください。

*申告が必要か必要無いか判断できない場合は税務課に電話をして確認して下さい。

◆問合先

税務課 ☎64・2111

●所得税

平成29年分の所得税の確定申告書作成会場は、2月16日(金)から3月15日(木)(土・日は除きます)9時から17時までと和田税務署に開設します。

申告が必要な方

◎事業所得や不動産所得がある場合

平成29年中の所得金額が、基礎控除・扶養控除・社会保険料控除などの所得控除の合計額より多い方。

◎給与所得者の場合

①給与の年収が2,000万円を超える方

②一カ所から給与を受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方

③二カ所以上から給与を受けている方で、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得以外の所得の合計金額が20万円を超える方

◎譲渡所得のある場合

平成29年中に株式、土地、建物などを売った方は、原則として申告と納税が必要です。この譲渡所得に対する所得税は分離課税といって、他の所得と区分して計算されます。

申告に必要なもの

①前記の町・県民税の申告に必要な書類等

②住宅借入金等特別控除を受ける場合は、登記事項証明書、請負契約書の写し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書等

③税務署から「確定申告のお知らせ」などが来ている場合は、